

「いきいき iwaki 食育・健康サポート隊」推進事業実施要領

1 目的

市民一人ひとりが主体的に食育に取り組み、自らの健康づくりを推進することができるよう、健康に配慮した環境を整備し、多様な関係者が連携・協力し、地域全体で食育を推進し生涯食育社会の構築を図ることを目的として実施する「いきいき iwaki 食育・健康サポート隊」推進事業に関する必要な事項を定める。

2 対象

市民や従業者の食育につながる取り組みを実施している、いわき市内で営業を行う飲食店等及び、健康増進法第 20 条の特定給食施設並びに事業の目的を達成するために適当であると認められる団体等とする。

3 事業概要

本要領の目的を理解した上で、市民の食育を支援する取り組みを実施する飲食店、施設、団体等を「いきいき iwaki 食育・健康サポート隊」（以下、「サポート隊」という）として登録し、登録証等を交付、市のホームページでの紹介等により、「サポート隊」の情報を市民へ発信する。

なお、サポート隊は別表基準に基づき、下記の何れかに該当するものをいう。

- (1) いきいき iwaki 食育・健康応援店
- (2) いきいき iwaki 食育推進ボランティア団体
- (3) いきいき iwaki 食育推進活動団体

*いきいき iwaki 食育推進ボランティア団体については、市民は「いきいき iwaki 食育推進ボランティア団体の派遣についての流れ」を参照し活用する。

4 登録の申請

登録を希望するサポート隊は、申請書（第 1 号様式）に必要事項を記入し、いわき市保健所地域保健課へ提出すること。

5 登録の認定

市は、申請書の内容に相違がないことを確認し、基準を満たしているとき、サポート隊と認定し、登録通知書（第 2 号様式）及び登録証を、「いきいき iwaki 食育・健康応援店」へは併せてステッカーを申請者へ交付するものとする。

6 登録にあたっての承諾

サポート隊は登録に際し、市ホームページ等への掲載への協力を、「いきいき iwaki 食育・健康応援店」はステッカーの店頭への掲示、該当メニューを載せたメニュー表の店内の設置等を承諾したものとみなす。

7 内容の変更

サポート隊は、事業内容等に変更が生じた場合、並びに申請者氏名等申請内容に変更が生じたときは、サポート隊変更（追加）届（第 3 号様式）を提出するものとする。

8 辞退

サポート隊は廃業、その他の理由により辞退の申し出をする際は、辞退申出書（第4号様式）に登録証を添えて提出するものとする。

なお、市は登録を受けているサポート隊が、著しく秩序に反する行為、並びに度重なる衛生勧告に応じない場合など登録を取り消すことができる。

9 表示および情報提供

サポート隊は、交付された登録証等を利用者が見やすい場所に掲示するとともに、いわき市が提供する健康情報を利用者に提供できるよう措置を講じる。

地域保健課はサポート隊の名称、所在地、取り組み内容等の情報を、市ホームページ等に掲載し、市民に情報を提供するものとする。

10 相談・指導

申請者から表示内容や献立等の相談を受けたときは、申請者に対し、助言・指導を行うものとする。

11 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別途定める。

附 則

この要領は、平成28年5月25日から施行する。

この要領は、平成30年7月2日から施行する。